

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン久世

所在地 真庭市惣一六四番地ノ一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

ア名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

イ名称 株式会社いない

住所 鳥取県倉吉市河原町一七七〇番地

代表者の氏名 代表取締役 稲井 範行

ウ名称 有限会社家具のサダカタ

住所 真庭市惣一八八番地ノ一

代表者の氏名 代表取締役 定方 健二

エ名称 株式会社イエローハット

住所 東京都中央区日本橋馬喰一丁目四番一六号

代表者の氏名 代表取締役 堀江 康生

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市南区京橋町二番二二号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

イ 名称 株式会社イエローハット

住所 東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号

代表者の氏名 代表取締役 鍵山 幸一郎

(変更後)

ア 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

イ 名称 株式会社イエローハット

住所 東京都中央区日本橋馬喰一丁目四番一六号

代表者の氏名 代表取締役 堀江 康生

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(変更前) 届出書別紙一に記載のとおり

(変更後) 届出書別紙二に記載のとおり

4 変更年月日

平成二十五年十一月二十五日ほか

二 届出年月日

平成二十六年二月二十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年三月十四日から同年七月十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課